

令和2年度第1回東広島市福祉有償運送運営協議会議事概要

1 開催日時

令和2年8月5日（水）10時～12時

2 開催場所

東広島市役所北館 201 会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 14名のうち出席者 13名

①学識経験を有する者 1名

②法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者その他の同条第6項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体に属する者 3名（うち1名欠席）

③関係地域住民、福祉有償運送等の利用者又は関係ボランティア団体に属する者 5名

④市内で現に福祉有償運送等を行っている特定非営利活動法人等に属する者 2名

⑤関係行政機関の職員 1名

⑥市の職員 2名

(2) 特定非営利活動法人 2名

(3) 事務局 5名

(4) 傍聴者 0名

4 次第

(1) 報告事項 令和元年度福祉有償運送の実績報告について

(2) 議事1 福祉有償運送承認基準の一部改正について

(3) 議事2 福祉有償運送の登録更新について（特定非営利活動法人陽だまり）

5 協議の概要及び合意事項

(1) 報告事項 令和元年度福祉有償運送の実績報告について

特定非営利活動法人陽だまり及び特定非営利活動法人ソレイユの令和元年度の利用者・運転者・車両の状況、講習会の実施報告、福祉有償運送事業収支報告、利用者数等の実績報告を行った。

(2) 議事1 福祉有償運送承認基準の一部改正について（挙手全員で合意）

（改正の概要）運営協議会の名称変更に伴い、承認基準本文中「福祉有償運送等運営協議会」を「福祉有償運送運営協議会」に改正するもの。

（改正の理由）運営協議会では、道路運送法に基づく福祉有償運送及び公共交通空白地域有償運送の合意に係る事務を所掌していたが、所管事務の見直しを行い、公共交通空白地域有償運送事務については、主要幹線や支線における交通のあり方を議論する本市政策企画部局の地域公共交通会議に移行した。よって、令和2年度から運営協議会の審議内容を福祉有償運送の合意に係るものとし、協議会の名称についても「福祉有償運送等運営協議会」を「福祉有償運送運営協議会」に改めた。

(3) 議事2 福祉有償運送の登録更新について（特定非営利活動法人陽だまり）（挙手全員で合意）

（概要及び理由）現在本市で福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人陽だまりが令和2年9月28日をもって登録期限を迎えるため、その後の登録更新の必要性について協議を行い、全員一致で合意した。